

定 款

(令和6年1月1日改正)

SECカーボン株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、SECカーボン株式会社と称し、英文では、SEC CARBON, LIMITEDと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 電極、その他の各種炭素製品の製造ならびに販売。
- ② 各種研磨材料、各種セラミックス材料およびこれらと炭素材料、金属材料、プラスチックとを組み合わせた複合製品の製造ならびに販売。
- ③ 産業用機械装置の製造・販売ならびに工事の施工。
- ④ 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介。
- ⑤ 前各号に関連する技術ならびにノウハウの販売。
- ⑥ 前各号に附帯または関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 本店を兵庫県尼崎市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公 告 の 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、77,854,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法166条第1項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

④ 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主権等の行使に際しての手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従い、他の取締役がこれにかわる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決 議 の 方 法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分

の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従い、他の取締役がこれにかわる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬その他職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

沿革	昭和 9 年 10 月 23 日制定	昭和 10 年 6 月 28 日改正	昭和 10 年 12 月 28 日改正
	昭和 13 年 6 月 24 日改正	昭和 14 年 1 月 25 日改正	昭和 14 年 4 月 24 日改正
	昭和 14 年 11 月 27 日改正	昭和 15 年 4 月 10 日改正	昭和 16 年 9 月 15 日改正
	昭和 17 年 2 月 9 日改正	昭和 17 年 6 月 27 日改正	昭和 18 年 6 月 30 日改正
	昭和 18 年 12 月 28 日改正	昭和 19 年 6 月 28 日改正	昭和 25 年 1 月 23 日改正
	昭和 26 年 11 月 28 日改正	昭和 27 年 1 月 28 日改正	昭和 27 年 7 月 29 日改正
	昭和 31 年 7 月 28 日改正	昭和 38 年 7 月 27 日改正	昭和 39 年 7 月 27 日改正
	昭和 42 年 7 月 28 日改正	昭和 43 年 7 月 29 日改正	昭和 44 年 7 月 29 日改正
	昭和 46 年 7 月 20 日改正	昭和 49 年 7 月 30 日改正	昭和 50 年 7 月 30 日改正
	昭和 53 年 6 月 29 日改正	昭和 57 年 6 月 28 日改正	昭和 59 年 6 月 28 日改正
	昭和 60 年 6 月 28 日改正	昭和 61 年 9 月 25 日改正	平成 3 年 6 月 27 日改正
	平成 6 年 6 月 29 日改正	平成 8 年 6 月 27 日改正	平成 10 年 6 月 26 日改正
	平成 13 年 6 月 28 日改正	平成 14 年 6 月 27 日改正	平成 15 年 6 月 27 日改正
	平成 16 年 6 月 29 日改正	平成 17 年 6 月 29 日改正	平成 18 年 6 月 29 日改正
	平成 20 年 6 月 27 日改正	平成 21 年 6 月 26 日改正	平成 29 年 10 月 1 日改正
	令和 4 年 6 月 29 日改正	令和 6 年 1 月 1 日改正	